

環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度について (申請受付開始後追補版)

平成 21 年 6 月 19 日
経済産業省製造産業局自動車課
国土交通省自動車交通局総務課企画室

1. 制度の趣旨

環境性能の良い新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策を効果的に実現することを目指しています。

2. 補助対象車と補助金額について

古い車を廃車して一定の環境性能を有する車を購入する場合、または古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた車を購入する場合に補助金が交付されます。

概要

◇ 乗用車(登録車・軽自動車)及び重量車(トラック・バス等)について、以下の対策を実施します。

① 経年車の廃車を伴う新車購入補助

最初の登録等から13年に達した古い車を廃車して、一定の環境性能を有する新車を購入する者に対する補助。

＜乗用車＞（登録車・軽自動車）

| 要件 | 登録車 | 軽自動車 |
|-----------------------------|------|--------|
| 車齢 13 年超車から平成 22 年度燃費基準達成車へ | 25万円 | 12.5万円 |

＜重量車＞（トラック・バス等）

| 要件 | 小型(GVW3.5t クラス) | 中型(GVW8tクラス) | 大型(GVW12t クラス) |
|--------------------------|-----------------|--------------|----------------|
| 車齢 13 年超車から 新長期規制適合車へ | 40万円 | 80万円 | 180万円 |

② 新車購入補助(経年車を廃車しない場合)

古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた新車を購入する者に対する補助。

＜乗用車＞（登録車・軽）

| 要件 | 登録車 | 軽自動車 |
|------------------------------|------|------|
| 排気ガス性能4☆かつ平成 22 年度燃費基準+15%以上 | 10万円 | 5万円 |

＜重量車＞（トラック・バス等）

| 要件 | 小型(GVW3.5t クラス) | 中型(GVW8tクラス) | 大型(GVW12t クラス) |
|---------------------------------------|-----------------|--------------|----------------|
| 平成 27 年度燃費基準達成車 かつ NOx 又は PM+10%低減 | 20万円 | 40万円 | 90万円 |

◆平成21年4月10日※にさかのぼって適用されます。

※政府・与党の「経済危機対策」の発表日

◆予算規模については、補助金の対象となる台数見通しなどに基づき積算を行っており、現時点では、本年度末まで十分な予算を確保していると認識しております。

御注意ください！

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金、低公害普及促進対策費補助金など国による他の補助制度と重複して補助金を受け取ることはできません。

新車及び廃車の定義

平成21年4月10日から平成22年3月31日までにそれぞれ必要な手続きがなされている新車と廃車が対象となります。

- ① 新車：平成21年4月10日から平成22年3月31日までに新車新規登録（登録自動車）または新車新規検査届出（軽自動車）された自動車

※現金購入のみならず、ローン、割賦・クレジットにより購入されたものも対象となります。リース、レンタルに供する車として購入されたものも対象となります。

- ② 廃車：上記期間に、顧客が販売店（ディーラー）等の引取業者に自動車リサイクル法に基づく「使用済自動車」として引き渡した、車齢13年に達した自動車

※顧客が廃車の意思表示し、使用済自動車として引取業者に引渡し、廃車の引取を証する書面の発行を受けたもの。

※ディーラー名義に変更して引取をせず、顧客名義のまま引取を行ってください。

御注意ください！

さかのぼって適用されるのは、平成21年4月10日までであるため、それより前に廃車引取、新車新規登録又は新車新規検査届出が行われている車両については対象となりませんので御注意ください。

3. 経年車(13年超車)を廃車し、新車を購入する場合

最初の登録等から13年に達した古い車を廃車して、一定の環境性能を有する新車を購入する者に対する補助です。

廃車の日は、販売店(ディーラー)等引取業者に廃車の意思表示をして、販売店等から廃車の引取を証する書面の交付を受けた日です。

廃車する車は、それまで1年間以上申請者が使用していたことが求められます。購入した新車は、購入後1年以上使用することが求められます。

新車の登録等と廃車の順序は問いませんが、3ヶ月以内に両手続きが行われている必要があります。

車齢13年超の考え方

車齢13年の起算は、廃車する車の初度登録日(軽自動車は初度検査日)です。ただし、廃車する車については、13年車検を受検することを求めるものではありません。

車齢が13年に達する直前の車を廃車して新車を購入する場合、新車の新規登録(届出)時に、廃車する自動車の初度登録(検査)年月日から、購入した新車の新規登録(届出)日までの期間が、13年以上であれば対象となります。

(例)13年車検の期間中(12年11月以降)に使用済自動車を引き渡し、初度起算13年に達した日に新車新規登録した場合は対象。

新車登録(届出)後に廃車する場合は、廃車する車の初度登録(検査)年月日から、当該廃車を引取業者に引き渡した日までの期間が13年以上であれば対象となります。

なお、軽自動車については、初度年月日が特定できない(年または年月は特定できるものの、日が特定できない)ものが存在します。その場合、車検証の交付日、軽自動車税申告書、保管場所標章番号通知書、初期点検記録簿、自賠責保険証明書等で年月日が確認できる場合は当該年月

日とし、これらにより確認できない場合は、検査証に記載されている年月の最終日で初度検査が行われたものとして起算します。

廃車の使用期間(1年間以上)

廃車については、使用済自動車として引き渡した日より前に1年間以上申請者が使用していたことが求められます。

新車の使用期間(1年間以上)

新車については、新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年間以上の使用が求められます。違反すると補助金を返納いただくことになります。なお、事故等により新車を滅失した場合は返納の必要はございません。

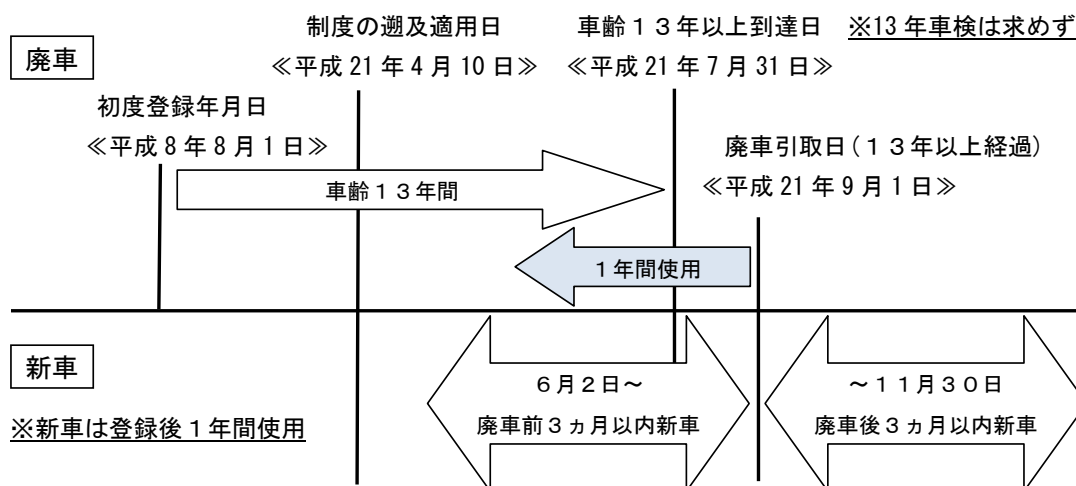
廃車と新車のタイミング(3ヶ月以内)

新車の登録等と廃車の順序は問いませんが、新車の登録等と廃車を引き渡すことが一連の行為と認められることが必要であるため、3ヶ月以内に両手続きが行われていることが必要です。

これらを踏まえた、廃車と新車のタイミングのイメージについては、以下のとおりです。

【廃車の引取日が13年以上経過している場合の新車登録】

廃車の引取日が初度登録(検査)年月日から13年以上経過している場合、新車の登録は、当該引取日の前後3ヶ月以内であれば対象となります。

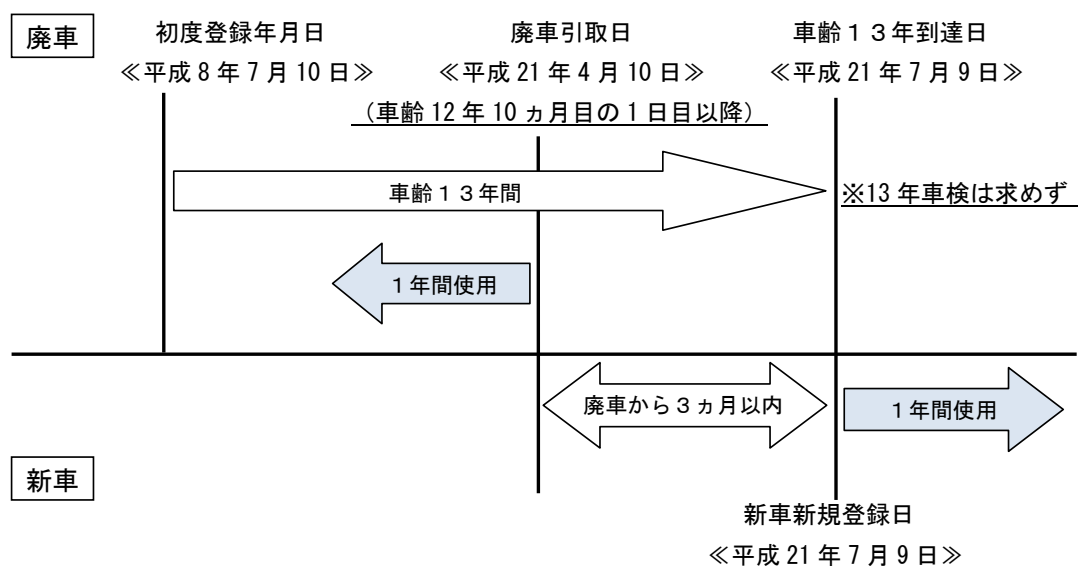


※新車の購入は引取日の前でも後でも、引取日より3ヶ月以内であればかまいません。

なお、廃車の車齢が13年に達していなくとも、以下のようなケースは認められます。

【車齢13年に達する直前の車を廃車して新車を登録・届出する場合】

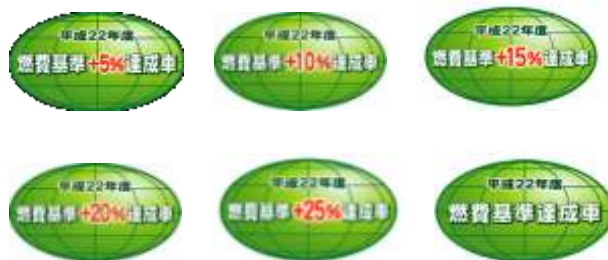
車齢が13年に達する直前の自動車を廃車して新車を登録(届出)する場合、新車の新規登録(検査)時に、廃車する自動車の初度登録(検査)年月日から新車の登録日までの期間が13年以上あれば対象となります。



新車に求められる環境要件

乗用車については燃費性能、重量車については排気ガス性能が以下のとおり求められます。

＜乗用車＞ 燃費性能：平成22年度燃費基準達成車
＜以下のいずれかのステッカーが貼付されている＞



※ディーゼル車については平成17年度燃費基準達成車

＜重量車＞ 排ガス性能：新長期規制適合車



乗り換えについて

乗用車間、重量車間における乗り換えについては認められます。例えば、登録車から軽自動車、重量車間での乗り換え（小型から大型等）、自家用から事業用等（それぞれ逆も含む）は補助の対象となります。

ただし、乗用車から重量車、トラックからバス等（それぞれ逆も含む）当該自動車の使用目的が著しく異なる自動車への乗り換えについては補助の対象となりません。

福祉車両等について

環境性能の良い福祉車両等は対象となります。

名義変更について

経年車を廃車し、新車を購入する場合は、廃車については過去1年間以上使用していたこと、新車については1年間以上の使用が求められます。ただし、その間、親から子供などへの譲渡等に伴う使用者の名義変更については、同一世帯内におけるものであって住民票で確認できる場合であれば認められます。同一世帯でなくとも、戸籍謄本により二親等以内の親族であることが確認できる場合は対象となります。

なお、同様に、新車と廃車の使用者名義が異なっても、同一世帯又は二親等以内の親族であることが確認できる場合は対象となります、

御注意ください！

平成21年4月10日より前に廃車引取、新車新規登録又は新車新規検査届出が行われている車両については対象とはなりませんので御注意ください。

廃車は自動車リサイクル法上の「引取」ですので、一次抹消や永久抹消ではございません。また、同法に基づき、「引取証明書」を販売店(ディーラー)等の引取業者から必ず受け取ってください。

4. 新車購入補助(経年車を廃車しない場合)

古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた新車を購入する者に対して補助します。購入した新車は、購入後1年以上使用することが求められます。

本年4月1日より開始されている自動車重量税、自動車取得税の減免措置の対象と同じです。

新車に求められる環境要件

乗用車、重量車ともに燃費性能及び排気ガス性能が以下のとおり求められます。

- <乗用車> 排気ガス性能4☆かつ平成22年度燃費基準+15%以上
<燃費基準は以下のいずれかのステッカーが貼付されている>



※ディーゼル車については平成17年度燃費基準となります。

- <重量車> 平成27年度燃費基準達成車かつNO_x又はPM+10%低減



など

福祉車両等について

環境性能の良い自動車を改造した一部の福祉車両等についても、燃費値の判定等を行う制度等が設けられることに伴い、買い換え・購入補助の対象となります。これらの制度等は 8 月中旬頃までに実施される見込みです。4 月以降に登録等が行われた自動車についても、制度の開始時(本年 4 月 10 日)から適用されます。なお、税の減免措置についても同様の取扱いを行います(適用は 4 月 1 日から)。

新車の使用期間(再掲)

新車については、新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年間以上の使用が求められます。違反すると補助金を返納いただくこととなります。なお、事故等により新車を滅失した場合は返納の必要はございません。

名義変更について

新車を購入する場合は、1年間以上の使用が求められます。ただし、その間、親から子供などへの譲渡等に伴う使用者の名義変更については、同一世帯内におけるものであって住民票等で確認できる場合であれば認められます。なお、同一世帯でなくとも、戸籍謄本等により二親等以内の親族であることが確認できる場合は対象となります。

御注意ください！

平成 21 年 4 月 10 日より前に新車新規登録又は新車新規検査届出が行われている車両については対象とはなりませんので御注意ください。

5. 申請手続きについて

補助金の申請者は新車の購入者※1です。申請者は直接または販売店(ディーラー)を經由して審査機関※2に申請書を提出いただきます。申請から補助金の交付までは、申請が集中する時期を除き数週間程度を予定しております。

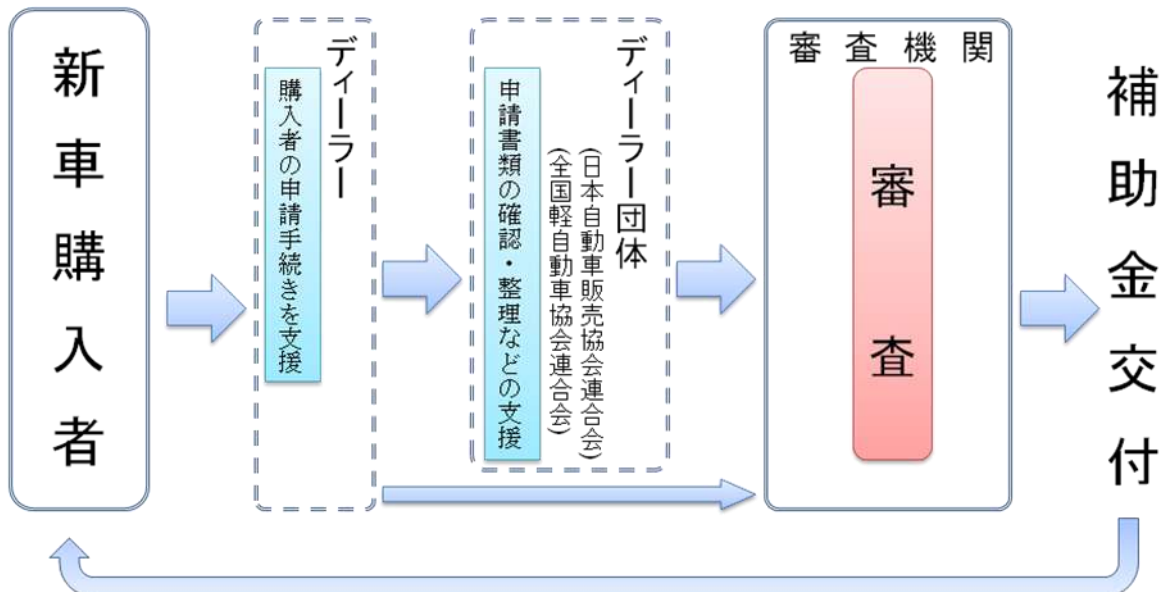
※1 リースやレンタカーは、リース会社、レンタカー会社が申請

※2 審査機関は以下のとおりです。

乗用車・重量車(自家用)：次世代自動車振興センター
事業用バス・トラック等：国土交通省

- (1) 車齢13年超車の廃車(経年車の廃車を伴う新車購入補助の場合)及び一定の環境性能を有する新車の購入、新規登録(届出)
- (2) 申請者は、直接または新車を購入したディーラーを通じて申請書類の入手、当該ディーラーを通じてディーラー団体に申請書類を送付
- (3) ディーラー団体は、申請書類の確認、整理を行い、審査機関に送付
- (4) 審査機関は審査後、金融機関を通じて補助金を申請者に直接交付
- (5) 審査機関における申請受付は6月19日に開始

【申請フロー】



6. 主な申請書類について

申請に当たって必要となる主な書類は以下のとおりですが、詳細につきましては、ディーラーにお問い合わせいただくか、次世代自動車振興センターのホームページ(<http://www.cev-pc.or.jp>)、国土交通省のホームページ(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kankyo.html>)において御確認ください。

◇ 経年車の廃車を伴う新車購入補助の場合

1. 補助金交付申請書
2. 廃車が13年超であること及び1年以上使用したことを証する書面(廃車の詳細登録事項等証明書等)
3. 新車の登録(届出)、環境対応要件を満たしていることを証する書類(新車の車検証のコピー)
4. 本人確認書類(住民票、運転免許証、健康保険証等のコピー)
5. 名義変更を伴う場合は、同一世帯又は二親等以内の親族における名義変更であることを証する書類(住民票、戸籍謄本等のコピー)
6. 補助金振り込み先金融機関の通帳のコピー 等

◇ 経年車の廃車を伴わない新車購入補助の場合

1. 補助金交付申請書
2. 新車の登録(届出)、環境対応要件を満たしていることを証する書類(車検証のコピー)
3. 本人確認書類(住民票、運転免許証、健康保険証等のコピー)
4. 補助金振り込み先金融機関の通帳のコピー 等

7. お問い合わせ先

新車購入される方は、まずディーラーにお問い合わせください。なお、各機関の本部の連絡先は以下のとおりとなっております。

【補助実施機関】

(乗用車・重量車(自家用))

◇次世代自動車振興センター

電話 : 03-3434-3680

(事業用バス・トラック等)

◇国土交通省 自動車交通局 総務課企画室

電話 : 03-5253-8111 (内線 41-163、41-182)

【関係業界団体】

◇日本自動車販売協会連合会

電話 : 03-5733-3104

◇全国軽自動車協会連合会

電話 : 03-5472-7861

◇日本自動車工業会

電話 : 03-5405-6148

◇日本自動車輸入組合

電話 : 03-5765-6813

【担当官庁】

◇経済産業省 製造産業局 自動車課

電話 : 03-3501-1511 (内線 3831)

◇国土交通省 自動車交通局 総務課企画室

電話 : 03-5253-8111 (内線 41-163、41-182)